

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第1号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後					
<p>(室及び課の分掌事務)</p> <p>第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="145 618 296 667">室及び課</th><th data-bbox="296 618 770 667">分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="145 667 296 716">[略]</td><td data-bbox="296 667 770 716"></td></tr><tr><td data-bbox="145 716 296 2049">学校教育室</td><td data-bbox="296 716 770 2049">学校企画担当の分掌事務  (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] <u>学力・授業力向上担当の分掌事務</u> (1) <u>児童及び生徒の学力の向上に関する事務の総括に関すること。</u> (2) <u>教員の授業力の向上に関する事務の総括に関すること。</u>  義務教育担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（<u>スポーツ健康課及び産業教育担当の所掌に属するものを除く。</u>）  。</td></tr></tbody></table>	室及び課	分掌事務	[略]		学校教育室	学校企画担当の分掌事務  (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] <u>学力・授業力向上担当の分掌事務</u> (1) <u>児童及び生徒の学力の向上に関する事務の総括に関すること。</u> (2) <u>教員の授業力の向上に関する事務の総括に関すること。</u>  義務教育担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（ <u>スポーツ健康課及び産業教育担当の所掌に属するものを除く。</u> ）  。
室及び課	分掌事務					
[略]						
学校教育室	学校企画担当の分掌事務  (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] <u>学力・授業力向上担当の分掌事務</u> (1) <u>児童及び生徒の学力の向上に関する事務の総括に関すること。</u> (2) <u>教員の授業力の向上に関する事務の総括に関すること。</u>  義務教育担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（ <u>スポーツ健康課及び産業教育担当の所掌に属するものを除く。</u> ）  。					

 (室及び課の分掌事務)  第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。   | 室及び課  | 分掌事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | |-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------| | [略]   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | | 学校教育室 | 学校企画担当の分掌事務<br><br>(1) <u>学校教育の総合的な企画及び調整に関すること。</u><br>(2) [略]<br>(3) [略]<br>(4) [略]<br>(5) [略]<br>(6) [略]<br>(7) [略]<br>(8) [略]<br><u>復興教育担当の分掌事務</u><br>(1) <u>復興教育の推進に関すること。</u><br><br>(2) <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの復興に係る学校教育の施策に関すること（他室課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。</u><br>(3) <u>県立学校の防災に関すること。</u><br>(4) <u>市町村立の幼稚園及び小中学校の防災の指導及び助言に関すること。</u><br><br>義務教育担当の分掌事務<br>(1)・(2) [略]<br>(3) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（ <u>スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。</u> ）。 | |

(4)～(8) [略]

高校教育担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 県立高等学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（スポーツ健康課及び産業教育担当の所掌に属するものを除く。）。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[略]

生徒指導担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 学校安全に関すること。

(3) [略]

高校改革担当の分掌事務

(1) 県立高等学校の設置、廃止、組織編制及び学級編制に関すること。

(2) 県立高等学校の整備計画に関すること。

(3) 中高一貫教育（連携型に限る。）に関すること。

(4) 県立高等学校の通学区域に関すること。

産業教育担当の分掌事務

(1) キャリア教育に関すること。

(2) 産業人材の育成に関すること。

(3) 産業教育審議会に関すること。

(4)～(8) [略]

高校教育担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 県立高等学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 中高一貫教育に関すること（義務教育担当の所掌に属するものを除く。）。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) 産業人材の育成に関すること。

(9) 産業教育審議会に関すること。

高校改革担当の分掌事務

(1) 県立高等学校の設置、廃止、組織編制及び学級編制に関すること。

(2) 県立高等学校の整備計画に関すること。

(3) 県立高等学校の通学区域に関すること。

[略]

生徒指導担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 学校安全に関すること（復興教育担当の所掌に属するものを除く。）。

(3) [略]

生涯学習文化課	<p>[略]</p> <p>文化財・世界遺産担当の分掌事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>文化財の世界遺産登録に関すること</u></p> <p>。</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) <u>県立柳之御所史跡公園に関すること</u></p> <p>。</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>平泉世界遺産担当の分掌事務</p> <p>(1) <u>平泉の文化遺産の世界遺産登録に関すること。</u></p>
スポーツ健康課	<p>[略]</p> <p>全国高総体・国体選手強化担当の分掌事務</p> <p>(1) <u>全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p>
[略]	

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
[略]			
本庁	[略]		
	学校教育室	[略]	[略]
		特別支援教育担当課長	
		生徒指導担当課長	
		高校改革課長	
		産業教育担当課長	
生涯学習文	[略]	[略]	

生涯学習文化課	<p>[略]</p> <p>文化財担当の分掌事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>世界遺産担当の分掌事務</p> <p>(1) <u>世界遺産登録に関すること(文化遺産に係るものに限る。)</u>。</p> <p>(2) <u>世界遺産の保護、保存、整備等に関すること(文化遺産に係るものに限る。)</u>。</p> <p>(3) <u>県立柳之御所史跡公園に関すること</u></p> <p>。</p>
スポーツ健康課	<p>[略]</p> <p>国体選手強化担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p>
[略]	

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
[略]			
本庁	[略]		
	学校教育室	[略]	[略]
		特別支援教育課長	
		生徒指導課長	
生涯学習文	[略]	[略]	

化課	<u>文化財・世界遺 産課長</u>	
スポーツ健 康課	施設・学校健康 担当課長	[略]
[略]		
[略]		

2・3 [略]

化課	<u>文化財課長</u>	
	<u>世界遺産担当 課長</u>	
スポーツ健 康課	施設・学校健康 担当課長	[略]
	<u>国体選手強化 担当課長</u>	
[略]		
[略]		

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。